

博士学位論文審査報告書

大学名 早稲田大学

研究科名 スポーツ科学研究科

申請者氏名 田邊 元

学位の種類 博士（スポーツ科学）

論文題目 芸能武術のエスノグラフィー

The ethnography of “folk entertainment martial arts”

論文審査員 主査 早稲田大学教授 寒川恒夫 学術博士（筑波大学）

副査 早稲田大学教授 志々田文明 博士（人間科学）（早稲田大学）

副査 早稲田大学教授 友添秀則 博士（人間科学）（早稲田大学）

本論文題目に出る「芸能武術」は論文作成者の造語であり、流派武術由来ながら祭礼において観覧に供される武術を意味している。こうした武術はひろく日本各地に伝承される。

本論文は芸能武術を取り上げ、これが何故に武道研究において疎外されてきたかを明らかにし、武道研究に対する芸能武術の貢献の可能性について提言しようとしている。

論文は2部構成をとる。

「序論」は論文全体の基礎として、本論文の目的が述べられ、先行研究が検討されてオリジナリティーが示される。

これまで芸能武術を考察の対象にしてきたのは、武士や貴族の文化でなく常民文化を論じた民俗学、とりわけ民俗芸能研究の分野であった。そこでは、芸能武術は前近代の流派武術に由来するとの考証がなされたものの、考察はこれを民俗信仰の表出と見て、その宗教的意義や、地域社会における芸能武術がもつ共同体存続機能など、民俗学的関心から接近するのが専らであった。他方、武道研究においては、ごく例外的な紹介をみ

るものの、芸能武術が考察の対象に選ばれることはなかった。その原因を本論文作成者は、これまでの武道研究が依拠してきた「武道」「古武道」概念に求める。すなわち、日本語の武道は12世紀末の史料を初出として中世以来、武事（戦争に関わる情報と技術の包括概念）と武術を意味し、これが近世を拓く戦国時代末に武士の行動規範を指す武士道の語義を孕み、以後、近世全体を通して武事・武術と武士道の両義を並存させ、ようやく20世紀初頭に「今日常識の”武術稽古による精神修養道”という近代的概念を持ち、さらに昭和になって、競技に傾斜する「武道」の現実を批判する形で古態復古的な「古武道」概念が出現し、そしてこれら近代の両概念が共に興業や見世物としての在り方、つまり観覧に供する武術を否定した状況が、芸能武術を異端として排除する意識を醸成したとする指摘は鋭い。さらに、日本武道協議会の武道理念が「武道は、武士道の伝統に由来する我が国で体系化された武技の修練による心技一如の運動文化で、…」と、武道のルーツを武士の儒学文化に求めたことに集約的に示されたように、これが芸能武術の主たる担い手である農民の武術活動に関心を向けさせない一因であったという指摘も鋭い。

第1部「神道香取流のエスノグラフィー」では、埼玉県熊谷市小島の上河原地区に伝承される神道香取流がフィールドワークされて、芸能武術の実態が明らかにされる。

神道香取流は1958年に熊谷市の市指定無形民俗文化財に登録され、棒術として（棒術と記されるものの木剣の意味である）年2回、祭礼（香取社の祭礼）において演武される。市のHPでは「神道香取流棒術と呼ばれる棒術で、室町時代に盛んに行われていたものが、上川原地区の相続人に伝承され今日まで伝えられてきました。表裏24手からなり、春と夏の年2回、表12手のみ演武が行われ、裏12手は秘事とされています」と説明される。上川原地区には香取社がないため、祭礼は、その都度、千葉県香取市に鎮座する香取神宮からお札を勧請して臨時の祭壇を設け、演武はその前でおこなわれる。神道香取流は、家元や流祖のような特定の免許授与権者を持たず、「相続人」と呼ぶ複数熟練者が永らく当地の43戸（2014年時点で当地区の戸数364。神道香取流伝来の17世紀末は70余戸）の長男に伝習させる形をとってきたが、文化財指定以後は文化財保護法に定める保存会方式をとり、さらに1980年代からは、長男に限らず当地区在住者なら入会を認めるよう変容している。興味深いのは、保存会は神道香取流を芸能でなく強く武術と認識し、近年、これをより強固なものとするための手立てを講じ始めたことである。それは、今日に伝わらない失伝技法の復活であり、現在、古伝書に記述のあ

る技を復元する新しい伝書づくりが進行している。本論文作成者は、こうした動きを、権威づけのための始源創造と評し、全体として、「古武道」化が志向されていると指摘する。「古武道」は昭和 10 年に結成された日本古武道振興会が提唱した概念であり、会員を中世と近世に流派を形成した弓術、剣術、柔術、砲術など武術諸種目の伝承者に求め、以来今日まで競技はおこなわず、神前においてのみ演武するきまりを守っている。本論文作成者は、しかし他方で、神道香取流に地域の民俗文化としての在り方を抽出する。それは、神道香取流棒術が悪事・災難・疫病を断つ超自然力を持ち、ながらく地域住民の生活を呪的に守ってきたとする説話が数多く伝わることであり、また裏 12 手の伝授が叶った時（すなわち入門者が神道香取流の正式の伝承者〔これを「相続人」と呼ぶ〕と認定された時）に、かつて、その祝賀が一人前行事をおもわせて地区全体の慶事として盛大に執行されたことなどである。武術本来の殺傷機能が農民の日常生活要請に合わせる形に新解釈されたと分析される。神道香取流が持つこうした民俗文化性は、しかしフィールドワークを通して稀薄化しつつあることが認められ、相続人の間では、むしろ技法を重視し「古武道」化をめざす動きが顕著であるという。

第 2 部「芸能武術—その定義と研究方法に対する試論」では、芸能武術が武道研究に対し貢献しうる内容が検討され、提案される。

芸能武術は新しい概念である。人の観覧に供するというその概念内包は、これまでの武道研究が採用してきた「武道」「古武道」概念が自身を概念規定する上で否定の対象とみなした内容であったがゆえに、当然のこととして、考察対象から外されてきた。しかし、近年に至り、芸能武術と接点を持つ武道研究があらわれた。それは近世末の農民の武術研究である。武術と無縁の武装解除された農民という一般的なイメージとは逆に、近世の農村研究は農民の武術稽古の実態を明かしたのである。こうした研究動向は武道研究にも刺激を与え、結果、武士の閉鎖的武術とは異なる、公開を前提とした農村武術を「農民武術」ととらえる文献研究が現れた。こうした先行研究に見る「農民武術」の性格は職能や教養としての武士の武術と違って、村の日常生活に深く溶け込んだ多様な社会的意味を持つものであり、またその担い手は農民以外に、農村に居住する郷土などいわゆる武士と農民の境界身分者であったが、本論文作成者は、こうした「農民武術」を芸能武術の歴史的母体と位置付ける。しかし、こうした農民武術は明治に始まる日本の近代化の中で、近代の文化産物である「武道」「古武道」概念の提唱と浸透にともなって、変容、衰退させられてゆくという。

本論文が提唱する「芸能武術」研究は文献史料と現地フィールドワーク情報を総合して対象を再構成するところに特徴があり、その射程は近世後期まで及ぶ。芸能武術研究は、上述した近世の農民武術研究をより豊かなものにし、その近・現代における存在態を明らかにしうる力をもつとして、全国の事例（秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、岡山県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）が紹介される。こうした諸事例は祭礼において観客の前で演武される点を共用するが、いくつかの事例においては、演武が観客の視線を意識して構成される状況の認められることが述べられる。そうした代表例として京都府相楽郡南山城村の田山地区に伝わる民俗芸能の「田山花踊り」に付随する「棒振り」が選ばれてフィールドワークされ、その結果、起源と考えられる近世の農民武術であった長谷川流棒術（正式には「長谷川真刀流棒術」。今日では古武道）との比較を通して、長谷川流棒術には見られない観客対応的変容が指摘される。長谷川流棒術では打撃は無声でおこなうが、「棒振り」では大きな声を発するよう指導され、また演武に際しては見栄えのために対人の協調動作が重視されるのである。戦場武術である長谷川流棒術では、相手は殺傷対象でこそあれ協調対象ではなく、したがって強調した動きは求められない。こうした変化は武術元来の殺傷機能からの乖離であるが、他方において、柔軟性として、「武道」「古武道」の当為性を逆に際立たせ、相対化するものであると指摘する。

「結論」では、それまでの論述が問題設定に沿ってまとめられる。

論文作成者による本論文と関わる学術論文は以下のものである。

田邊元、2013、「芸能武術」論序説—長谷川流棒術と田山花踊りの「棒振り」を事例として—、スポーツ人類学研究、15：45-66.

本論文は、問題設定の高い独自性と、論証の実証性、結論の妥当性をもって、博士（スポーツ科学）の学位を授与するに十分値するものと認める。

以上